

### 漁場計画樹立に係る公聴会の開催について（公告）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

- 1 日 時 平成25年4月18日（木）  
午前10時30分から午前12時00分まで
  
- 2 場 所 佐度市春日1-1  
佐渡水産物地方卸売市場 2階 研修室
  
- 3 公聴する事項
  - （1）共同漁業権漁場計画の設定について（佐共第1号～第36号）
  - （2）区画漁業権漁場計画の設定について（佐区第1号～第32号）
  - （3）定置漁業権漁場計画の設定について（佐定第1号～第22号）